



土生特許事務所 弁理士
土生 哲也さん

12年半の会員機関勤務で主にベンチャーファイナンスを担当後、2001年に土生特許事務所を開業。中小・ベンチャー企業の知財実務に携わる他、特許庁等の知財戦略開拓事業の委員会を歴任。「元気な中小企業はここが違う!」(金融財政事情研究会)等の著者多数。平成29年度知財功労賞経済産業大臣表彰受賞。

知的財産で引き出す会社の底力 「6つの知財力」を 中小企業経営に生かそう!

大企業だけでなく、中小企業においてもオープンイノベーションの必要性が叫ばれる現在。既存の枠組みを超えて技術やアイデアを結集し、知的財産を経営に生かす知恵がより一層求められている。これから時代の知財活用について、土生特許事務所の土生哲也弁理士がポイントを整理する。

「知的財産」は 会社の底力を 引き出す エネルギー源

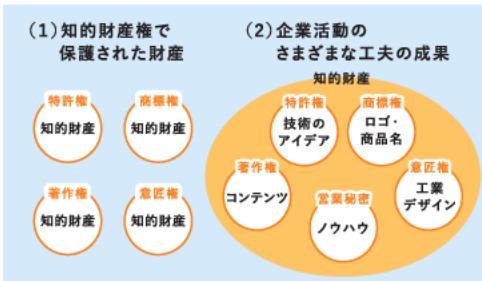
皆様は「知的財産」にどのようなイメージをお持ちでしょうか?

中小企業には縁遠い難しいもの、先端技術でグローバル市場を目指す企業にしか関係ないものの、事業を独自で儲けるためのもの、他社の権利侵害に注意をする面倒なもの……。

そうしたイメージをお持ちの方にこそ、ぜひ本事例集をお読みいただきたい。知的財産は限られた一部の企業にしか関係がないものではなく、多くの中小企業に存在している、会社の底力を引き出すエネルギー源です。本事例集では、知的財産の取り組みがさまざまな面から会社に力を与える例を紹介していくが、そつた知的財産のはたらきを、「ここでは『6つの知財力』として整理してみたい」としましょう。

「知的財産って、特許権や商標権のことでしょう。当社はそういう権利を持つていなかから、当社には関係のない話だな……」

どのような中小企業にも 存在する「知的財産」



知的財産への 取り組みに よって生じる 「6つの知財力」

このような声を中小企業の関係者から耳にすることがあります。「知的財産とは、特許権や商標権などの権利によって保護された財産のこと」と誤解されているケースが少なくないようです。しかし、こうした考え方では、政府の知的財産に関する基本的な方針を定めた知的財産基本法には、知的財産は「特許権や商標権のような権利と同様ではなく、その中身である技術的なアイデア、商品等のデザイン、ロゴや商品名等の商業標記、ノウハウ等の情報を幅広く含むものと定義され、知的財産に関する支援施策もその前提で整備されています。

つまり、企業活動におけるさまざまな工夫によって生み出される成果物が知的財産であり、どんな小さな工夫やノウハウでも、それが企業が独自に生み出し、積み上げてきたものが知的財産に該当するのです。自社の商品やサービスをより良いものにするために日々努力している企業であれば、そこには必ずなんらかの知的財産が存在するはずであります。うした工夫の成果や努力の蓄積をどのように事業に生かすかは、あらゆる中小企業に共通の課題と言ってよいでしょう。



土生特許事務所 弁理士
土生 哲也さん

では、中小企業がそうした知的財産意識を向け、その管理や活用に取り組むことによって、どのような効果を期待することができるのでしょうか。

知的財産に関する取り組みは、日々の企業活動の中で生まれる知的財産に、しっかりと「形をつける」とことから始まります。特許権や商標権などの知的財産権を取得すれば、知的財産が明確な形ができます。社内で属人的に引き継がれているノウハウも、マニュアル化することによって目に見える形になります。

そして、形をつけた知的財産は、知的財産権を取得すること、あるいはマニュアル等の情報を営業秘密として管理することによって、法律による保護の対象になります。その排他的な効力を外部にはたらかせるのが次のプロセスであり、はたらかせる方向によつて、②従業員の「レベルアップ」を推進する力、③競合他社に対する「競争優位」を確保する力、④取引先との「交渉力」を高める力、といつづらの力が生じることになります。

